

第 6 回 地区 庶務 担当 理事 連絡 協議 会

と き 平成 20 年 10 月 22 日（水）午後 2 時 30 分～

と ころ 京都府医師会館 101 会議室

△安達副会長挨拶

安達府医副会長は挨拶の中で 10 月 19 日（日）に京都市勧業館「みやこめっせ」において行われた京都府医療推進協議会主催の府民向けイベント「みんなで老後を考えよう～社会保障が約束する安心の将来を目指して～」の状況を報告、参加者が 2300 名にも及ぶ活気に満ちたイベントであったことを報告し、会員各位の尽力に謝意を示した。

現在取りざたされている衆議院の解散総選挙については、自民党も民主党も従来の医療・社会保障に関する政策を変更してきたとし、我々医師会の主張に歩み寄ってきた感はあるもののマニフェストの素案では、双方とも制度自体の手直しや変更に留めていることに言及、未だに小泉政権における聖域なき構造改革を否定する考え方は示されておらず、市場原理主義との決別を前面に示す政策転換が明らかにされていないことを残念に思うとともに「脆弱な政治基盤」との見方を示した。

△報告ならびに協議事項

1. 最近の中央情勢について（内田理事）

※資料①

内田府医理事から平成 20 年 9 月下旬から 10 月中旬にかけての中央情勢について説明された。

2. 麻薬免許更新申請について（城守理事）

城守府医理事は、麻薬免許更新申請について、府医での一括申請の受付の締め切りは 10 月 17 日（金）であったにもかかわらず、未だ 100 名弱もの会員が申請されていないとの推計を示すとともに行政の締め切りは 10 月 31 日（金）であることを説明、未提出者には必ず申請をしていただくようお願いかけた。（提出先：市内一京都府庁薬務課、京都市外一所轄の各保健所）また、万が一更新申請手続きを忘れていた場合には、単なる失念による失効であっても麻薬及び向精神薬取締法違反となることから更なる注意喚起を行った。

3. 府医指定学校医の更新手続きについて（藤田理事）

※資料②

藤田府医理事は府医指定学校医の更新手続きについて、来年 3 月末で一斉更新となるとした上で、京都市立の学校の学校医は京都市学校医会から府医に対して一括申請されるが、京都市内でも府立、私立、国立学校の学校医の場合は京都市学校医会から一括して手続きされないことを説明した。また、京都市以外の各市町村にお

いては、各自が府医へ直送することも可とする一方で、更新申請の手続きに関して「地区医師会、京都市学校医会（京都市内）でまとめて府医へ提出することが出来る」とされていることを示し、可能な限り地区医師会においてとりまとめていただけるよう検討いただきたいと要請した。また、申請期間は平成 21 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までで、指定学校医は最低 1 年に 1 単位の取得が必要、単位が不足していても学校医としての活動はそのまま可能であるが、地域医療への貢献という観点から学校医活動に積極的に取り組んでいただき、なるべく多く研修単位を取得していただきたいとの意向を示した。さらに各学校において学校保健委員会が最低でも年 1 回開催されるようにするため、（学校開催の）学校保健委員会へ出務することで 1 単位の取得が可能であることを示した。研修単位が算定されている講演会については、年度末に京都医報で広報することを示し、今後の地区における講演会においても学校関係の演題があれば府医に対し研修単位申請の書類を提出いただきたいとした。

4. 学術講演会の今後の予定について（中野理事）

※資料③

中野府医理事から平成 20 年 11 月実施予定の府医学術講演会の日時、演題の説明があった。

5. 日医生涯教育講座修了証の配付について（中野理事）

※別添参照

中野府医理事から、日医生涯教育講座を修了されている会員（2,152 名）への修了証を手元に配付していることを示すとともにそれぞれの地区の班単位でまとめていることを説明、班長経由等の方法を以て取得された会員の手元に届くよう配慮いただきたいと要請した。

6. 京都府医療推進協議会主催・医療シンポジウムについて（安達副会長）

※別添参照

安達府医副会長は、11 月 1 日（土）にシルクホールにおいて開催される、シンポジウム「日本の社会保障の現状と将来」の内容を報告した。シンポジウム開催の経緯として、基本的な政策変更が不透明な現状を鑑み、「医療」「介護」等社会保障の根幹を担うものとして我々医師会がぶれることのない確固とした社会保障主義、社会保障の必要性を訴える政策論をしっかりと持っている必要があり、政策論の議論の一部として本シンポジウムを位置付けているとの見解を示すとともに地区の会員、患者、従業員に対し積極的に参加いただくよう呼びかけた。

7. その他

レセプトオンライン請求の完全義務化撤廃を求める共同声明について（藤井理事）

藤井府医理事は、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会各会長（三師会）が舛添厚労相と本日面会し「レセプトオンライン請求の完全義務化撤廃を求める共同声明」を手渡したことを報告、その後共同記者会見が行われたとした。共同声明のポイントとしては、「オンライン義務化の改正ではなく完全撤廃を求めていること」「医科ではこのまま義務化を強制すると8.6%もの医療機関が廃院する可能性があること」「オンライン請求は自主性に委ねること」であることを説明。また、歯科においてはレセプト電算処理のソフトが来年度に開発予定という状態で医科と比べて遅れており、三師会がすべて確実に平成23年にオンライン請求を実施することは不可能であるとの見解を示した。

8. 地区からのご意見・ご要望

地区から、日医から地区宛に送付されている「日医雑誌に関するアンケート調査」について、対象となる会員の範囲の質問が挙がった。これに対し安達府医副会長は、未確認ではあるものの、日医として全会員をアンケートの対象にしたければ日医雑誌に盛り込むとした上で、ランダムピックアップでのアンケート調査であることがうかがえるとの見方を示し、アンケート用紙の数に余裕があるなら極力理事以外にも回答いただきたいとした。

また、地区から、京都市の特定健診（集団健診分）にかかる地区への入金はいつ頃になるのかとの質問が挙がり、福州府医理事は現在ある程度府医に入金されている分があるとした上で、国保連合会へ提出する請求データと実際の入金額との突合を終えた分から、順次支払を始める方向であるとした。

さらに地区において研修医の入会に関する取り決めを策定するにあたり、研修医の入会金・会費等、府医で把握している情報について質問が挙がった。安達府医副会長は、ルール上府医に入会するには地区への入会が前提であるとし、府医の会費に準じたような形で設定されている地区が多いとした。また、橋本府医理事から、研修医の会費設定を行う際、地区会費を府医で決定することは出来ないことから、極力低い会費設定にさせていただくよう要請した経緯を報告、目安として府医の月額500円（年額6,000円）の会費設定を示すとともに日医会費も年額6,000円、医賠償保険の保険料を併せても費用負担は年額40,000円であるとした。上田府医理事は、研修医を含めた勤務医の労働条件等意識調査を実施する予定であることを示した上で、設問項目に「地区・府医・日医会費の病院サポートの有無」を設定することを報告、平成21年3月の勤務医部会総会において調査内容の報告ができると見通した。また、他の地区医師会の研修医の会費について、綴喜医師会、山科医師会で年額6,000円であることが報告された。

次回：第7回地区庶務担当理事連絡協議会

と き 11月26日（水） 午後2時30分～
と ころ 京都府医師会館 101会議室